

所 属	健康福祉環境部保健医療課		
担当(係)名	精神保健福祉係	内 線	2 5 4 7

(款) 4 衛生費	(項) 4 保健予防費	(目) (5) 精神保健費
(明細書事業名) 精神障害者保護費 老人性痴呆疾患関係施設整備事業		

1 当初予算(要求)額(千円)

38,458

2 当初予算(決定)額(千円)

28,210

(前年度 52,314)

【財源内訳】

一般財源

28,210

3 事業概要

今後予測される超高齢化社会の進展は、老人性痴呆疾患患者の増加が問題となることが必至であり、その総合的な対策が課題となっていることから、老人性痴呆疾患の精神医療対策の一環として、医療法人が行う老人性痴呆疾患を対象とする治療病棟・療養病棟の施設整備及び非営利法人が行う老人性痴呆疾患デイケアの施設整備に対して県単独で助成を行う。

4 施策の効果

痴呆性老人への精神医療対策の一環として、老人性痴呆疾患治療病棟・療養病棟及び老人性痴呆疾患デイケアに県単独補助を行うことにより県内の痴呆専門医療機関の充実を図る。

5 要求の内容

老人性痴呆疾患関係施設整備費補助金

- ・老人性痴呆疾患治療病棟の施設整備に対する補助金:28,210千円 1施設
- ・老人性痴呆疾患デイケアの施設整備に対する補助金:10,248千円 1施設

6 用語の解説

老人性痴呆疾患治療病棟・・・重い精神症状がある人に対し、短期集中的に精神科治療を行う専門的医療施設。

老人性痴呆疾患デイケア・・・在宅の老人性痴呆疾患患者の中でも精神症状等が激しい方を対象に、生活機能回復訓練、音楽療法等を実施する専門的医療施設(デイケア施設)

7 決定内容

- ・老人性痴呆疾患治療病棟の施設整備に対する補助金:28,210千円 1施設
- ・老人性痴呆疾患デイケアの施設整備に対する補助金: 0千円

事業についてある程度の収益性が見込めること、他県においても、当該補助に該当する制度がないことから、制度の創設は見送る。